

無線通信アドバイザリ・グループ(RAG)

第 16 回会合報告書

平成 21 年 3 月 9 日

RAG 第 16 回会合日本代表团

無線通信アドバイザリ・グループ (Radiocommunication Advisory Group、RAG) は、ITU 条約第 11A 条に規定された会合であり、WRC の準備や無線通信総会・SG に関する作業、優先度、財政的事項等について検討し、その結果を無線通信局長に提示することを任務としている。

RAG 会合は通常年 1 回開催されており、今回の会合は、2009 年 2 月 4 日～6 日の 3 日間の日程で ITU 本部 (ジュネーヴ) において開催された。出席者は、41 か国及び 12 セクタメンバーから 104 名であり、我が国からは、総務省、日本放送協会、(株)NTT ドコモ、(社)電波産業会及び(財)日本 ITU 協会から 5 名が出席した。

なお、RAG は ITU-R でペーパーレスを推進する立場でもあり、今回会合は完全なペーパーレスにて実施された。(関連文書は全て ITU-R の Web サイトの RAG のページから見る事ができる。)

1. Study Group(SG)活動

(1) SG 再編後の状況報告

RA-07 によって ITU-R の SG 構成が再編され活動がされているが、その作業活動状況について無線通信局長(BR 局長)より報告があった。再編に伴う事務局作業等に多少問題があるがこれらも解決されつつあり、最適な形で決定された再編が軌道に乗ってきたとの説明であった。新体制に伴う成果や問題点は次回 RA にフィードバックされるべきであり、各 SG 議長が RA に報告する機会を与えるべきであるとの意見が出された。

(2) 保護基準を定める際の SG の役割

イタリアから、RR に分配のない新たなアプリケーションの導入に際し、既存業務への保護基準の必要性を認識することなく、また、共用に関し技術的根拠のある研究なく、分配が要求された事例があり、SG の意義が脅かされかねないことを懸念する寄書が提出され、議論が行われた。

本件は、RAG 会合の前日(2 月 3 日)に開催された CVC 会合(Chairmen and Vice-Chairmen Meeting)でも類似テーマでの議論が行われていたため、SG4 議長から CVC 会合の資料 (Document CVC-15/2 : SG4 から全 SG 宛に出されたりエゾン文書を

基に、これに対する他 SG からの意見を反映して SG4 議長が起案し CVC 会合で基本的に承認されたもの。SG5 議長からの SG4 議長へのリエゾンバック文書が多く反映されている。)の内容の説明があり、各国から WRC の役割、SG の役割等についての考えが述べられたが、基本的には SG4 議長が紹介した CVC-15/2 の内容に賛成の立場であり、イタリアの文書には無線業務の保護の面だけが強調されているので反対との立場であった。

最終的には、イランが結論文書案の作成を担当し、翌日再度文書案の議論が行われた結果、以下の点が適当な手続きとして留意された (Doc.CVC-15/2 からの抜粋)。

- ・ 無線業務の干渉保護基準は当該無線業務を担当する SG が策定する。複数 SG の WP が関わる問題の検討に際しては、関連グループで合意をとり、研究成果が熟した時点で検討を起案した WP が SG へ送付する。
- ・ 周波数共用については、その目的が既存方式の保護とともに新たな方式を導入しスペクトラム・軌道を有効利用することにある。従って、新方式担当側から研究を開始することもできるが、成果については双方の合意が必要である。

(3) WRC の決議、勧告に基づく新研究課題の採択

米国から、WRC 決議・勧告により既に SG での取組みが求められている課題に関し、課題で明示されている研究範囲が広いもの等については、必要に応じ SG としてより絞った研究課題(Question)を設定できるよう提案する寄書が提出され、議論が行われた。

各国からは、WRC の決議等と新研究課題との関連性が必要であるか、または不要であるか等の意見がだされ、WRC 決議・勧告の要求事項とは独立して、各 SG はその所掌事項 (scope) の範囲で、研究課題 (Question) がなくても、研究を遂行し成果を提案できるとの認識であった。

最終的には、米国が求めていた「WRC 課題関連で研究課題を採択できるように RA,SG 等の作業方法のガイドライン(BR 作成) をアップデートする」までは行わず、WRC 決議の記載事項のみでは情報不足の場合、Chairman's Report 等に補足説明に関するテキストを追加するというイランからの提案により、CPM 議長のコメントも考慮して、以下の通り文書として取りまとめられた。

- ・ WRC 決議・勧告関連事項については、条約 149 号、決議 ITU-R 5-5、等の考えに基づき研究課題の設定は不要であるが、WRC 決議の内容を補足し、研究対象をより明確化するための追加情報を SG 会合要約(Summary Record)、議長報告等に含めることは可能とする。
- ・ WRC 議題が「一般的事項」を扱い、解釈によっては異なるが結果が想定される場合、責任グループが作成する作業計画 (これは逐次見直されることもある) を参照することを推奨する。

(4) 勧告に関連する論点の明確化

カナダから、以下の 3 点について寄書が提出され議論が行われたが、収束しなかったため、議長の指示でカナダ、イタリア、イラン、シリアによる小グループが設立されテキスト案が作成された。これをベースに再度会合において修正がなされ、RAG として以下の通り取りまとめられた。

① RR の勧告への引用ができることの明確化

特段の反対意見はなく、RR 規定の引用については、RR 規定の解釈を含めないことで、SG の裁量にまかせることとされた。

② 研究課題がなく SG で勧告案を作成するための採択・承認手続き

Cognitive Radio の出現のように技術の進歩が早いものがあることから、Question 案作成承認の手続きに時間がかかるので、Question がない状態でも関係 SG において検討を進め、早期勧告成立を期すべきとの意見が大勢であった。

そこで、ITU-R Res.1-5,§10.1.3 及び Res.5-5,§10 に従った研究が SG で行われる場合は、SG と RAG は、Question があっても無くても Report 及び勧告を作成し、適宜採択・承認手続きを行うことができるとの認識であると確認された。

③ 勧告案採択手続き開始に反対する場合の技術的根拠理由の文書化

文書化を求めるか否かは別にして、反対理由を求めることについて基本的に賛成が大勢であった。ただし、反対国に理由を明らかにして議長に協力するよう要求することは RAG の所掌を超えているので採用されず、BR 局長から反対の理由が技術的とは限らないとの意見もあった。

そこで、ITU-R Res.1-5,§10.2 の関連部分を考慮し、勧告案の反対国に、SG または WP でさらに検討をすすめるため、反対の理由を出してもらうよう SG 議長に勧めることとなった。

2. CPM 議長、SC 議長の任期の明確化

韓国から、現在の決議 ITU-R 2-3, 38-3 では明確ではない CPM 議長、SC 議長の任期の明確化、並びに (CPM, SC の)「議長・副議長の資格」について決議 15-4 の Annex 2 (SG, RAG の議長・副議長の資格) を引用することを求める寄書が提出された。

本件については、賛否で議論はあったものの、RAG では決議の具体的改訂は担当範囲外であることからいずれ RA へ入力することを推奨することとなった。

3. セミナー及びワークショップ

(1) BR 主催ワークショップでの BR 職員の参加

アメリカより、BR 職員の参加時の公式・私的発言の区別について問題提起する寄書が提出され、議論が行われた。

BR による文書は中立であるべきで注意は必要との意見もあったが、非公式なワーク

ショップに制約を課すべきでなく、発言にある程度の自由が許されるべきという意見が大勢であった。

そこで、基本的に BR の発表範囲は技術、規則、管理に制限されるべきであり、政策については全くふれないか注意を払うべきであるということ、議事録にこのような議論があったことと BR 職員は職員規則の範囲で参加することや職員の参加発言は BR 局長の責任であるとの BR 局長のコメントを含めて記述することで合意された。

(2) ITU のセミナー

セミナーの実施状況や予定の説明に対し、2008 年世界無線通信セミナーをはじめ、セミナーの有用性を認め、さらなる開催を求める発言があったが、BR 局長よりジュネーブでの開催は 2 年ごととし、地域開催についてはホスト国の支援を求めたいとのことであった。

4. その他

(1) RA-11 および WRC-11 の日程

2011 年の RA-11 と WRC-11 の開催期間・場所について 2008 年理事会で次が紹介されたとの報告があった。

RA-11 : 10 月 17 日 (月) ~ 10 月 21 日 (金)、ジュネーブ (CICG)

WRC-11 : 10 月 24 日 (月) ~ 11 月 18 日 (金)、ジュネーブ (CICG)

しかし、シリアとサウジアラビアが、宗教上の理由(イスラム教の犠牲祭(Eid Al-Adha)が 11 月 6 日に開催される)から反対を表明し、議事録に記載されることとなった。ただし、RA と WRC を 11 月 6 日以前に終了させるような前倒しのスケジュールをジュネーブで実施するには会場の手当てができず、現時点ではジュネーブ以外での開催の見込みはないとのことである。

(参考 : 前倒しのスケジュール案)

RA-11 : 9/26~9/30 WRC-11 : 10/3~10/28

RA-11 : 10/3~10/7 WRC-11 : 10/10~11/4

(2) WTSA-08 の報告

研究対象が上位レイヤに移りつつあり、プロトコルなど上位レイヤでは本来(有線・無線の)方式に依存しない検討が必要との意見のほか、EMC 関係の検討など、Sector 間の協力が重要との認識が共有された。

なお ITU メンバー以外の大学等専門家の意見を聞き入れるための ITU-T での方法が紹介されたが、公式には理事会や全権会議でメンバー以外の参加をルール化してもらう必要があるとのことであった。

(3) 運営実績評価と運営計画

実績報告(2008)、運営計画案(2010-2013)についての報告があり、運営計画案については理事会までに意見等あれば BR にコメントをすることとなった。また、運営実績の成果を測り評価することが求められていることについては、3 局 (BR、TSB、BDT) および事務総局との調和が必須であり、さらに WRC といったイベントのアウトカムについての評価指標はきわめて困難であるとの指摘があり、さらなる作業の継続とそのフォローを続けることとなった。

(4) EDH(Electronic Document Handling)

電子登録、Paperless 会議等、電子化進捗の具体例について紹介があり、促進、効果に関する意見があったが、「上級会合では完全な Paperless 会議は困難」との意見もあったことから、参加者の要求や翻訳作業の支援のため一定の紙媒体の必要性は認めることとした。

5. 次回 RAG 会合の日程

次回会合の日程は 2010 年 2 月 17 日～19 日の 3 日間の予定だが、他 2 局のアドバイザー会合と調整の上決定される。